

国民の世論と運動で、「社会保障・税一体改革」をやめさせ、社会保障拡充への転換を！

ほっかいどうの社会保障

2014年12月5日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

「生まれてきてよかった」「長生きしてよかった」と思える社会に
生活保護基準引き下げの中止を求め 142名が「新・人間裁判」提訴



11月28日、道内で生活保護を利用して142人が、「生活保護基準の引き下げは中止してほしい」と、札幌地方裁判所に提訴しました。北海道の提訴は、全国で15番目です。

当日、裁判所に集まった82人の原告は「新・人間裁判原告」のタスキをかけて、支援者とともに集会を行い、裁判所に向かいました（左下写真）。提訴後には、記者会見（上写真）を行い、原告をはじめ、弁護士13人、支援者69人、総勢164人が参加しました。今後、旭川や釧路地裁での提訴も検討しています。

「人間らしい生活がしたいです」

原告団長の後藤昭治さんは、「人間らしい生活がしたいです。これまでも、衣類や食費を切り詰め、親類・近所の方の葬式にも出られず、これで健康で文化的な生活とは言えません。さらに引き下げなんて、そんな社会を後世に残すわけにはいきません。断固、闘います」と訴えました。



裁判を支援する「生活保護制度をよくする会」の大橋晃共同代表（北海道社保協会会長）は、「朝日訴訟をたたかった朝日茂さんが亡くなって50年。朝日さんは一人で闘ったが、全国で約500人が立ち上がっています。今あらためて国民の生存権を問う闘いの意義は大きい」と挨拶、弁護団長の内田信也弁護士は「この裁判は、生まれてきてよかった、長生きしてよかったと思える社会にするたたかいです。広く国民に知らせる運動にしましょう」と呼びかけました。

道労連の黒沢幸一議長も激励に駆けつけ「生活保護基準は、労働者の最低賃金の目安です。みんなで裁判を支え闘っていきましょう」と挨拶しました。

訴状の中心点 憲法 25 条・生活保護法 違反

渡辺達生弁護団事務局長は、「生活保護引下げ処分取消処分事件」の訴状の中心点について説明。「本件改定は、全被保護世帯 96%が削減による影響を被るといって、過去前例を見ない大幅削減で、原告らの生活を逼迫させるもの、その上、保護費の削減先がありきで、生活保護を利用する者の生活を全く顧みられることがありませんでした。『健康で文化的な最低限度の生活』を個人の権利として保障する憲法 25 条、同条を実現すべき生活保護法に違反するため」、北海道や市など行政処分庁を被告として裁判を行うと説明しました。

（写真は風呂敷に包まれた訴状）



住宅扶助・冬季加算・医療扶助の改悪も検討 生活保護拡充へ転換させましょう。

12月11日（木） くらしのSOS なんでも電話無料相談

☎0120-765-700（無料です）

10時～16時まで

